

豊岡市竹野B&G海洋センター

区分		利用料金			
		午前9時から午後 零時まで	午後1時から午後 5時まで	午後6時から午後 10時まで	
体育館	団体	1,100円	2,100円	3,100円	
	個人	一般及び高校生	200円	300円	300円
		中学生以下	100円	150円	150円
武道場	団体	600円	1,100円	1,600円	
	個人	一般及び高校生	200円	300円	300円
		中学生以下	100円	150円	150円
プール	団体	平日	1,100円	1,600円	
		土曜日、日曜日及び 休日	1,600円	2,100円	
	個人	一般及び高校生	200円	300円	
		中学生以下	100円	150円	

備考

- 1 使用者が営利を目的として使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の10倍に相当する額とする。
- 2 前号に該当する場合を除き、第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合は市内に居住し、在学し、若しくは勤務する者（市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体を含む。）以外の者が体育館及び武道場を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の1.5倍に相当する額とする。
- 3 体育館及び武道場を使用する場合で、その半面を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額（前2号のいずれかに該当する場合は、当該各号により計算された額）の5割に相当する額とする。
- 4 使用許可時間を超過して使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額（前3号のいずれかに該当する場合は、当該各号により計算された額）の1時間当たりの利用料金に当該超過時間を乗じて得た額を加算する。この場合において、当該超過した時間に30分以上1時間未満の端数の時間があるときは、これを1時間とし、30分未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てる。
- 5 利用料金の額の計算において、算出した利用料金の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 6 「団体」とは、市長が認めた団体又は20人以上の団体とする。
- 7 この表において、「平日」とは土曜日、日曜日及び休日以外の日を、「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条の休日をいう。